

「各務原市立尾崎小学校 いじめ防止基本方針」は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行）第13条を踏まえ、本校におけるいじめの問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものです。

① いじめの問題に対する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条より抜粋）
→ けんかやふざけあいであっても、対象となった児童が「嫌だ」と感じたら、「いじめ」ととらえます。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たります。

- ◆ いじめは、人間として絶対に許されない。
- ◆ いじめは、どの学年・学級でも、どの子にも起こり得る。
- ◆ いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。

(3) 尾崎小学校の構え

学校はいじめを許さず、いじめの防止と対応のために全力を尽くす。そして、子どもたちを全力で守る。

- ・すべての児童が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、個性の発見とよさや可能性の伸長を支援します。
- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応、いじめ問題への対応を行い児童を守ります。
- ・全ての教職員が一致協力し、組織的な指導体制で対応するよう努めます。
- ・児童一人一人の心に「いじめは、人間として絶対に許されない」という意識を育むため、教育活動全体を通して取り組みます。（なかよし宣言）
- ・児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度の醸成に努めます。
- ・いじめが解消したと簡単に決めつけることなく、指導の後にも継続して児童の様子に注意を払い、折に触れて必要な指導を行いながら見守ります。（被害児童が心身の苦痛を感じなくなっても、少なくとも3か月は見守りを継続）
- ・保護者と連携（報告や相談）しながら、児童をよりよい方向に導くよう努めます。

② 4つの基本方針とその取組

(1) 日常生活の中で児童の発達を支える働きがけをしていく

特定の課題を意識することなく、全ての教育活動において児童の成長を促す指導・支援（発達支持的生徒指導）を心掛けていくことで、多様性を認め、人権侵害をしない人間性の涵養を目指します。そのためには、児童が自発的・主体的な活動していく過程で、教職員が「どのように支えていくのか」という視点を常にもって働きがけをしていきます。

- ・児童の自発的・主体的な活動に対し、教職員がその行動や背景にある思いを価値づける声掛けや賞賛を積極的に行う。（短学活での話、良いこと見つけカード、放送などで個や集団への価値付けを行う）
- ・全ての児童が参加し、「できた」「わかった」という喜びと充実感を味わえる授業や活動の場を設定する。
- ・日々の児童へのあいさつや対話をないがしろにせず、児童の小さな変容も見逃さないよう努める。

(2) いじめの未然防止 居場所づくり、絆づくりを推進し、いじめを生まない風土をつくる。

いじめはどの児童にも起こり得るものであるとの認識に立ち、誰もが安心・安全に学校生活を送ることができるよう、全ての児童を対象とした未然防止の取組に力を注ぎます。人は自分が認められている、大切にされているという思いがあって初めて、他者を認めたり大切にしたりできるものです。居場所づくり、絆づくりの指導を推進し、一人一人の自己肯定感を高めることによって、いじめを生まない風土をつくります。

・すべての教育活動を通じて次の①から③に留意して指導にあたります。

- ①自己存在感を味わわせる。
- ②共感的な人間関係を育む。
- ③自己決定の場を与える。

・教育活動全体を通じて命を大切にする心、人を思いやる心、確かな規範意識など、よりよい生き方を求める道徳教育
・仲間と関わることの喜びや大切さを実感させ、望ましい人間関係の中で思いやりと社会性を育む学年・学級経営
・児童がいじめの問題を自分たちの問題として主体的に考え、行動する児童会活動
(縦割り集団「なかよしグループ」における学年を超えた人との関わり、ひびきあい活動など)
・人の役に立ち、人から認められる自己有用感を味わうことができるボランティア活動の充実
・スマートフォンや通信型ゲーム機の取扱いなど、情報モラルに関する指導と研修、保護者への啓発

(3) いじめの早期発見 いじめの兆候を見逃さない。見過ごさない。

新聞等で報道されるような重大ないじめは、ささいな情報の放置や軽視が積み重なった結果として起こることが多いものです。日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、①児童の小さな変化に気づくこと、②気づいた情報を共有すること、③共有した情報に基づき、速やかに組織的に対処すること、の3点を基本として早期発見を心がけます。

- ・担任を中心とした、全職員による児童の表情や行動の観察と日常的な声かけ(休み時間等を生かす)
- ・心のアンケート調査(無記名式 年3回)や教育相談の実施等(日常+年間3回の期間限定)、児童がいじめを訴えやすい体制づくり
- ・受容的・共感的な態度で話を聞き、受容する姿勢を大切にした教育相談
- ・「いじめ相談ダイヤル」など各種相談窓口の児童・保護者への周知
- ・担任と生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭との情報共有(些細なサインも見逃さない)、スクールカウンセラーやスクールソーシャルサポーター、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用
- ・保護者や地域の方との情報交流、関係機関との連携
- ・教職員による校内研修の充実

(4) いじめの対処 発見されたいじめに対し、組織として適切に対処する。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任など特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ防止対策委員会」を中心として組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、加害児童に対してはその人格的な成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした指導を行います。保護者との協力、教育委員会との連携はもちろん、事案の内容によっては警察等の関係機関とも連携しながら指導を進めます。

(ア) いじめ問題発生・発見時の対応

- ・問題発生時においては、「この程度なら大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように児童・保護者の相談にあたります。(危機意識をもった対応)
- ・いじめの問題またはその兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的かつ丁寧に事実を確認します。
(報告・連絡・相談の徹底)
- ・いじめの事実が認められたとき、またはその疑いがあるときには、いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い、安全を確保します。
- ・いじめの事実が認められた場合には教育委員会に報告するとともに、いじめられた側、いじめた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導にあたります。
- ・いじめが許されない行為であることをいじめた児童が自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省し謝罪することができるよう指導に努めます。
- ・いじめを受けた児童に対しては保護者と連携しながら継続的に見守り、心のケアに配慮するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な支援を行います。

(イ) 「重大事態」への対応

「重大事態」とは、

- ①いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(「いじめ防止対策推進法」)

- ・各務原市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- ・教育委員会の指導の下、当該重大事態の調査組織を設置する。組織の構成にあたっては「いじめ防止対策委員会」を母体とし、必要に応じて専門的知識・経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保します。
- ・当該調査組織が事実関係を明確にするための調査にあたります。
- ・調査結果について教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じたとき、またはその恐れがあるときは、直ちに各務原警察署に通報し、適切な援助を求めます。

③ いじめ防止対策委員会

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。
(「いじめ防止対策推進法」第22条)

上記に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的に行うための組織として、以下の委員による「いじめ防止対策委員会」を設置します。本会は、取組の検証、相談・通報窓口、情報の収集・管理を行います。また、いじめの問題が発生した際には、その対応の中心となります。

【常 任】 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 教育相談主任 学年主任

【非常任】 当該事案の学級担任 その他必要と認められる教職員 養護教諭

スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルサポーター(SSS) スクールソーシャルワーカー(SSW)

また、事案の内容によっては、外部の関係機関から本会への参加を求めることがあります。

④ 個人情報の取扱い

いじめの問題が重大事態に発展した場合には、その調査組織において、アンケート調査等が資料として必要になる場合があります。このため、アンケート調査等は一定期間(中学卒業まで)保存し、その後は漏えいのないよう校内にて適切に処分します。

⑤ いじめ未然防止、早期発見・早期対応を図るための年間計画

	取組内容	備考
4月	・職員会で「いじめ防止基本方針」と前年度のいじめの実例と対応について研修する。 ・ホームページで「基本方針」について発信する。 ・いじめ防止対策委員会の開催 ・校内の生徒指導に関わる研修会にて本年度の方向を確認する。	
5月	・心のアンケート(無記名式)と教育相談を実施する。(下旬) ・スタート集会(児童集会)で「なかよし宣言」の確認	第1回いじめ調査
6月	・学校評議委員会で「いじめ防止基本方針」と今年度の対応を説明する。 ・保護者向けにネットいじめに関わる研修を実施する。 ・いじめ防止対策委員会の開催	
7月	・児童向けにネットに関わる情報モラルの指導を行う。 ・いじめ防止対策委員会の開催	
8月	・いじめ防止対策委員会(状況確認 今後へ向けた取組の検討)	
9月	・心のアンケート(無記名式)と教育相談を実施する。(下旬)	第2回いじめ調査
10月	・いじめ防止対策委員会の開催	

11月		
12月	・「ひびきあいの日」へ向けた取組 ひびきあい活動 ・いじめ防止対策委員会(状況確認 今後へ向けた取組の検討)	
1月	・心のアンケート(無記名式)と教育相談を実施する。(下旬)	第3回いじめ調査
2月	・感謝の心を伝える会(児童集会) ・いじめ防止対策委員会(状況確認 次年度へ向けた取組の検討)	
3月	・いじめ防止対策委員会 次年度の計画案について協議する。	